

女性活躍・両立支援推進員

～私たちが皆様の職場にお邪魔します!～



三浦 博幸 推進員(東北地域)
所属:北秋田市商工会



永田 純一 推進員(県央地域)
所属:中央部支援センター



出雲 光好 推進員(県南地域)
所属:南部支援センター

女性活躍・両立支援に力を尽くしてまいります。
ご遠慮なくお話を聞かせください!

他の機関とも連携しています

働き方改革推進員

<県雇用労働政策課、各地域振興局(秋田を除く)>

8名の「働き方改革推進員」が企業を訪問します。

- 働き方改革に関する法制度や事例などを紹介します。
- 各企業の状況に応じて、相談窓口等の情報をお知らせします。
- Aターン、新規卒者の求人を開拓します。
- 各種支援制度をお知らせします。

秋田県働き方改革推進支援センター

<秋田県社会保険労務士会内>

- 電話、メール、窓口などで非正規雇用労働者の処遇改善、労働時間や賃金の制度に関する相談に対応します。
- 専門家が訪問し、就業規則等の見直し、労働時間短縮や賃金引き上げに向けた生産性向上に関するコンサルティングなどを行います。
- 出張相談会、セミナーを開催します。

お問い合わせ先

センターに関すること あきた女性活躍・両立支援センター(パンフレット表面に記載)

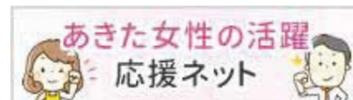
補助金制度等に関すること 秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

TEL 018-860-1555 FAX 018-860-3895

E-mail persons@pref.akita.lg.jp

こちらも
ご覧ください



秋田県少子化対策総合ウェブサイト
ベビーウェーブ アクション
Movement For Future Children



<平成30年6月発行>

あきた女性活躍・両立支援センター

2018年6月1日(金)OPEN!

企業における女性の活躍推進や両立支援に関するワンストップ相談窓口です



企業の経営者・管理職の皆様、こんなお悩みありませんか?

働きやすい
職場づくり
を進めたいけど、
何からやれば
良いのだろう...



行動計画の策定
ってどうやって
進めたら
良いのだろう...



さらに上の取組
を目指したい!



お気軽にご連絡ください!

窓口、専用電話などで相談受付

女性の活躍推進や、仕事と育児・家庭の両立支援に関することなど、お気軽にご相談ください。

専門アドバイザーの派遣

専門アドバイザー(社会保険労務士)が訪問し、一般事業主行動計画の策定や取組のフォローアップをします。

あきた女性活躍・両立支援センター

- 所在地 〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47(秋田県商工会連合会内)
- 相談時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休み)
- 電話番号 ☎ 0120-868-860
- メールアドレス jrsien@skr-akita.or.jp



女性の活躍推進、仕事と育児・家庭の両立支援に取り組みましょう!

何をしたらいい? どんなメリットが?

女性の活躍推進

1人1人の働く女性が、その個性と能力を十分に発揮できるように、企業が職場環境の整備に取り組むことです。

女性の採用拡大や管理職登用、勤続年数の伸長など、企業の実情や課題に応じた取組を推進していくことが重要です。

仕事と育児・家庭の両立支援

従業員が仕事と育児・家庭の両立を図り、安心して働けるように、企業が職場環境の整備に取り組むことです。

利用しやすい柔軟な休暇制度の導入や、所定外労働の削減など、企業の実情や従業員の生活形態に応じた取組を推進していくことが重要です。

女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に取り組むことで、**企業、従業員それぞれにとって様々なメリットが期待できます!**

企業

- ◎従業員や従業員の家庭を大切に、働きやすい企業というPRになり、優秀な人材の確保につながる。
- ◎従業員の勤続年数が伸長し、採用と教育コストの削減につながる。
- ◎従業員の休暇等に対応するため、業務内容の見直しや効率の良い進め方につながる。
- ◎従業員のモチベーションアップや成長により、新たな視点での商品開発につながる。



従業員

- ◎自らの個性と能力を生かした働き方ができるようになる。
- ◎休暇の取得等により、心身のリフレッシュや家族との絆を深める機会になる。
- ◎育児や家事をこなしたり、私生活を充実させることで仕事にも意欲的になれる。
- ◎仕事と育児・家庭との両立ができ、継続した就業につながる。
- ◎育児や家事を通じて時間の管理や物事を予測するなど、マネジメント・リスク管理の能力が身につく。



取組を進めるために、まずは「一般事業主行動計画」の策定を!

一般事業主行動計画は、下表のそれぞれの法律に基づき企業が女性の活躍推進又は従業員の仕事と子育ての両立を図るため策定する計画のことです。

| | 女性の活躍推進 | 両立支援 |
|-------|---|---|
| 法律 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (略称: 女性活躍推進法) | 次世代育成支援対策推進法 (略称: 次世代法) |
| 計画の概要 | 雇用している又は雇用しようとする女性従業員に対する活躍の推進に関する取組を計画 | 従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに関する取組を計画 |

『あきた女性活躍・両立支援センター』が皆様の取組をお手伝いします!

◎女性活躍・両立支援推進員の企業訪問による啓発

- ◎3人の女性活躍・両立支援推進員が県北、県央、県南の3地域に分かれて訪問します。
- ◎主に従業員数300人以下の中小企業を対象に、法制度や各種支援制度の内容をお知らせしながら、企業ニーズを調査します。

◎窓口、専用電話やメールでの相談

- ◎専用電話(フリーダイヤル)、メールなどによる相談窓口を設置しています。
- ◎企業の取組や各種支援制度の紹介など、さまざまな相談に対応します。



◎専門アドバイザー(社会保険労務士)の派遣

- ◎社会保険労務士が女性活躍推進法や次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するほか、策定後の取組をフォローアップします。
- ◎「えるぼし」「くるみん」の認定取得に向けて支援します。

◎補助金制度のご案内

女性の活躍や子育てしやすい環境づくりなどに取り組む中小企業への助成制度があります。

* 女性活躍・両立支援実践企業奨励事業費補助金

- ① 女性活躍・両立支援実践奨励コース
職場研修会、インターンシップ、子どもお仕事参観日等、国の行動計画策定指針で示す取組などを実施
- ② 「えるぼし」「くるみん」認定取得促進コース
「えるぼし」又は「くるみん」の認定取得を目指し、認定基準の適合に向けた取組を実施

補助金: 定額 20万円

* 女性登用・職域拡大支援事業費補助金

- ① 女性従業員資格取得支援コース
女性従業員の管理職登用等に役立つ資格取得の取組を実施
- ② 働きやすい職場づくり推進コース
女性従業員の働きやすい職場づくりを目的とした社内研修会の開催、外部研修会への派遣等の取組を実施

補助金: 対象経費の1/2(上限 15万円)

※助成を受けるための要件があります。詳細はお問い合わせください。



えるぼし、くるみんとは…

■えるぼし

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、取組の実施状況等が優良な企業は、厚生労働大臣から「えるぼし」認定を受けることができます。



■くるみん

次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定し、一定の基準を満たした企業は、厚生労働大臣から「くるみん」認定を受けることができます。



「えるぼし」「くるみん」の認定マークを広告などに使用することで、女性の活躍や子育てを応援する企業であることをPRでき、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながります。

～ 詳細は秋田労働局へ ～